

(款) 10総務費 (項) 30監査委員費 (目) 5監査委員費

◎監査委員事務の経費

監査事務

【 監査委員事務局 】

【総合計画上の位置づけ】

計画の前提

市民自治:まちの主権者である市民の英知を集め、真の地方自治の確立をめざします

【事業の目的】

対象 各部各課等

意図 市の行政の適法性、効率性、妥当性の保障を期するため。

効果 正確性、合规性、経済性、効率性及び有効性の観点から監査を実施し、公正で合理的かつ能率的な市の行政運営が行われるようにする。

【事業の内容】

(1) 監査事務

- ・財務事務監査、経営事業管理監査、行政監査、財政援助団体等監査、例月現金出納検査、決算等審査、健全化判断比率等審査及び住民監査請求による監査を実施した。

【事業費】

(単位:千円)

当初予算額	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額
3,738	3,751	3,742		9

主な支出内訳

・ 監査事務

監査委員報酬 2人	2,551
弁護士謝礼	60
書籍等消耗品費	821
工事監査技術調査業務委託料	116
全国都市監査委員会等負担金	128

平成21年度事務事業評価シート

事務事業 No./名称	□サービス部門 ■支援部門 監査-01 監査事務								
事務事業 単 位	ザイムス コード及び 個別事業 名	211 監査事務							
主管課	監査委員事務局			関連課	各部各課				
分野名	市民自治								
目標 (目標値)	市民福祉の増進に向け、最小の経費で最大の効果を挙げるとともに行政組織及びその運営の合理化を図ることを留意事項として、監査、審査、検査等の高度化を推進する。								
人口等の データ	データ区分	20年度	19年度	18年度	備 考				
	人 口	176,484人	175,902人	175,051人	・各年4月1日				
	世 帯 数	77,430世帯	76,536世帯	75,611世帯					
運営資源 状 況	決算値	3,742千円	3,650千円	3,712千円					
	(国・県)								
	(負担金等)								
	(一般財源)	3,742千円	3,650千円	3,712千円					
	人員配置数	5.0人	6.0人	6人					
	人 件 費	43,997千円	54,029千円	53,950千円					
事務事業 運営経費	協働の パートナー								
	総事業費	47,739千円	57,679千円	57,662千円					
	市民1人当 りの経費	271円	328円	329円					
対象者1人 当りの経費									
20年度事務事業の変更点(新規・廃止・縮小した個別事業)/事業仕分けの視点による妥当性の評価									
個別事業名	変更額(千円)	事業の変更点・変更理由			妥当性※				
平成20年度事務事業の変更点 なし						※妥当性の評価 ① 必要性なし ② 民間 ③ 国・県 ④ 現行どおり(鎌倉市)			
指 標	評 価	年度	19年度	20年度	21年度	22年度	最終年度(年度)		
定期監査及び財政援助 団体等監査	◎	目標値	15件	13件	15件	13件			
		実績値	15件	13件					
指 標	評 価	年度	19年度	20年度	21年度	22年度	最終年度(年度)		
監査事務の経費	◎	目標値	3,739千円	3,751千円	3,779千円				
		実績値	3,650千円	3,742千円					
指 標	評 価	年度	19年度	20年度	21年度	22年度	最終年度(年度)		
		目標値							
		実績値							
指 標	評 価	年度	19年度	20年度	21年度	22年度	最終年度(年度)		
		目標値							
		実績値							
評価 ◎:目標を達成 ○:目標に向かって前進している △:横ばい ×:後退している ベンチマーク(県内外自治体や民間団体との比較値)									
団体名	横須賀市	平塚市	鎌倉市	藤沢市	小田原市	茅ヶ崎市	逗子市	相模原市	三浦市
人口(人)	426,178	258,958	176,484	396,014	198,741	228,420	58,033	701,568	49,861
監査委員定数	4	4	2	4	3	3	2	4	2
	秦野市	厚木市	大和市	伊勢原市	海老名市	座間市	南足柄市	綾瀬市	
	168,317	222,403	221,220	100,579	123,764	128,174	44,134	81,767	
	3	3	2	3	3	2	2	2	

平成21年度事務事業評価シート

創意・工夫・課題等改善状況	課題・問題点	(20年度事務事業を実施するうえでの課題・問題点は、どのようなことでしたか) 20年度から地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行に伴う健全化判断比率等に係る審査事務を行うこととされたが、法施行後初めての審査業務であり、短期間で審査を行わなければならなかったこと及び算定に係る統一的な指標に係る国等からの指導などの問題から、審査業務を円滑に行うことが困難であった。
	創意・工夫・課題等の改善点 20年度の成果	(課題・問題点についてどのような創意工夫、改善をしましたか。また、どのような成果がありましたか) 健全化判断比率等に係る審査事務においては、関係資料の十分な理解が求められるところであり、資料に関する理解を深めるため、財政課及び関係所管課と連携を図りながら、提出された関係資料の審査を行った。
	未解決の課題・問題点	(20年度事務事業の取組において対応(解決)できなかったものはどのようなことですか) 健全化判断比率等に係る審査については、県の財政所管課による、各自治体の作成した財政状況に係る関係資料の検収後に初めて監査委員の審査対象となる数値が確定するものであるが、20年度は県の関係資料の検収終了日から本件審査の終了までの期間が限られていたため、審査期間を十分確保することができなかった。
	今後の方針(対応・改善)	(上記対応できなかった課題・問題点について今後どのように対応(改善)していきますか) 適正な審査を行うための審査期間をできる限り確保するため、審査に係るスケジュールについて財政課とさらに連携を密にし審査に必要な期間を確保するとともに、より厳正な審査に向けた知識の習得・習熟度の向上に努める。

一次評価(課長評価)

今後の方向性	A:充実又は拡大 C:統合又は縮小 E:事業完了 B:現状のまま継続 D:廃止又は休止	A	改善の必要性 有
	地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行など、自治体の行う財政運営については、より正確性・透明性・効率性が期待されることである。今後、財政指標等に係る審査の適正な執行に万全を期すため、会計事務などのより専門的な視野での監査が求められる。		
担当課長氏名:		村山 訓	

二次評価(部長評価)

今後の方向性	A:充実又は拡大 C:統合又は縮小 E:事業完了 B:現状のまま継続 D:廃止又は休止	A	改善の必要性 有
	地方分権の推進により「地方のことは地方で決定」できる範囲が拡大することに伴うチェック機能の強化や、平成21年度から地方公共団体の財政の健全化に関する法律が全面施行されることなどにより、自治体の財政運営状況に係る市民の関心や期待もより高まる中、今後もさらに充実した監査業務の遂行を図る必要がある。		
担当部名	監査委員事務局	部長名	植松 芳子